

鹿島アントラーズFCアカデミー規約

この規約は、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー(以下「当社」といいます。)が運営する本アカデミーの提供する本プログラムへの参加にあたり、本アカデミーの会員に適用される諸条件を定めるものです。

第 1 条(規約への同意)

1. 会員は、当プログラムに参加するにあたり、本規約の定め同意したうえ、これを遵守しなければなりません。
2. 会員が未成年者である場合は、親権者等の法定代理人の同意を得たうえで、本プログラムに参加してください。その同意がない限り、本プログラムへは参加できません。
3. この規約以外に個別に定める条件がある場合は、前二項に準じます。

第 2 条(定義)

この規約では、以下の用語の意義は、次に定めるところに従います。

- (1)「本アカデミー」とは、鹿島アントラーズFCアカデミーを総称とし、鹿島・つくば・ノルテの各拠点をもつ育成組織をいいます。
- (2)「本プログラム」とは、本アカデミーのスクール部門(以下「アカデミースクール」といいます。)およびチーム部門(以下「アカデミーチーム」といいます。)がそれぞれ提供するプログラムをいいます。
- (3)「会員」とは、本アカデミーに入会し、本プログラムに参加する者をいいます。

第 3 条(アカデミーの目的)

本アカデミーは、サッカーを通して青少年の精神および身体の育成を図り、あわせて地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

第 4 条(アカデミーの構成)

1. アカデミースクールは、通常コースおよび選抜コースによって構成されます。
2. アカデミーチームは、ジュニア(12 歳未満)、ジュニアユース(15 歳未満)、ユース(18 歳未満)の各コースによって構成されます。

第 5 条(活動等)

1. アカデミースクールは、原則として、年 36 回(月 3 回)以上の活動を行います。
2. アカデミーチームは、原則として、ジュニアは週 4 日、ジュニアユースは週 5 日、ユースは週 6 日の活動を行います。
3. 前二項の定めにかかわらず、天災地変、感染症の発生その他やむを得ない理由により活動を行うことができない場合、会員は、この活動に代替するオンラインでのプログラムを受講するものとします。

第 6 条(肖像の扱い)

1. 会員は、前条の活動に関連する会員の肖像(氏名、写真、映像、音声およびこれらに類似するものを含みます。)の当社による使用に異議をとどめず、その使用について一切の権利を有しないものとします。
2. 当社は、動画配信プラットフォーム、当社公式ホームページ、雑誌等の刊行物その他の媒体を通じ、前項の肖像の配信、放送、掲載等を行う場合があります。
3. 本条の効力は、会員の退会後も有効に存続するものとします。

第 7 条(入会等)

1. 本プログラムへの参加を希望する者は、所定の方法により、本アカデミーへの入会を申し込まなければなりません。
2. アカデミースクールへ参加するには、本アカデミーの審査により、本アカデミーの会員としての適格を認められる必要があります。
3. アカデミーチームへ参加するには、本アカデミーの審査により、前項の適格に加えてアカデミーチームの各コースの選考基準を超えることを認められる必要があります。

第 8 条(会費等)

1. 会員は、本アカデミーが別に定める入会金、会費、保険料その他諸費用(以下「会費等」といいます。)を、所定の期日までに支払う必要があります。
2. 会費等の支払は、銀行口座の自動引落またはクレジットカード払いのいずれかの方法により行ってください。
3. 理由のいかんを問わず、支払われた会費等を返還することはできません。
4. 会員は、会費等の支払を行わない場合、本アカデミーの同意がない限り、本プログラムに参加することができません。また、会費等の支払の未払い分がその 3 か月分に達した場合、本アカデミーは会員を退会させることができるものとします。
5. 会員が本アカデミーを退会する際、会費等の未払い分がある場合は、退会の理由を問わず、その全額を支払わなければなりません。
6. 本アカデミーでは、社会情勢、物価の変動その他諸般の事情を考慮して、会員に通知の上、会費等を変更することがあります。このとき、会費等の変更に異議のある会員は、本アカデミーを退会する必要があります。

第 9 条(遵守事項)

会員は、本アカデミーが別に定める行動規範および指導方針を遵守するものとし、その個別の指導を遵守しなければなりません。

会員がアカデミーチームに参加する場合は、チーム入団時に本アカデミーが別に定める誓約書を提出しなくてはなりません。また、他のチームへの所属を登録してはなりません。

第 10 条(活動期間)

本アカデミーの活動期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

第 11 条(休会等)

会員は、怪我その他の理由により本プログラムの参加を 1 か月以上休止する場合には、所定の方法により休会の届出を行うものとします。また、本プログラムの活動を欠席する場合は、電話または別に定める方法により予め連絡しなければなりません。

第 12 条(退会)

会員は、本アカデミーを退会する場合は、退会月の前月 10 日(アカデミーチームに参加する者は前月 20 日)までに、所定の方法により退会の届出を行うものとします。

第 13 条(継続)

1. 会員は、退会しない限り、本アカデミーの参加を自動的に継続します。ただし、小学 6 年生および中学 3 年生の会員については、原則として、卒業年度の 3 月末日をもって自動的に退会するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、アカデミーチームに参加する者は、ジュニアからジュニアユース、ジュニアユースからユースへのコース変更に当たり、各コースの選考基準を超えることを認められない限り、本アカデミーを自動的に退会するものとします。

第 14 条(スポーツ傷害保険)

1. 会員は、本アカデミーへの入会に当たり、自らの費用の負担により、本プログラムの参加時に生じた事故を対象とする所定の傷害保険に加入しなければなりません。
2. 本アカデミーは、会員のために、前項の傷害保険への加入の手続きを行います。
3. 会員は、本プログラムの参加時に事故が生じた場合、その日から 30 日以内に、所定の連絡先まで次の事項を連絡するものとします。
 - (1) 会員の氏名および電話番号
 - (2) 事故が発生した日時、場所および状況
 - (3) 診断・治療を受けた病院の名称および電話番号

第 15 条(負傷時の処置)

本アカデミーは、会員が本プログラムの参加時に怪我を負った場合は、可能な範囲において応急的な措置を行うものとします。ただし、本アカデミーはその措置の結果について何ら責任を負わず、会員は、自らの責任においてその怪我の治療を受けなければなりません。

第 16 条(除名)

本アカデミーは、本規約に違反し、本アカデミーの名誉・信用を毀損する等の理由により会員の適格を失ったと認められる者を退会させることができるものとします。

第 17 条(中断)

本アカデミーは、天災地変、社会情勢の変化その他本プログラムの提供を困難とする理由が生じたときは、会員に事前に通知することなく、本プログラムの提供を停止または中断することができるものとします。この場合、本アカデミーでは、本プログラムを提供できないことについて、一切の責任を負いません。

第 18 条(免責)

本アカデミーは、自らに故意または重大な過失(以下「責めに帰すべき事由」といいます。)があり、会員に損害が生じた場合に限り、現実生じた直接かつ通常の損害の範囲で、これを賠償するものとします。なお、本アカデミーの指示の不遵守により会員に損害が生じた場合は、本アカデミーの責めに帰すべき事由は認められません。

第 19 条(改訂)

本アカデミーは、法令が認める限度で随時、この規約の変更を周知した上で、これを改訂することがあります。

第 20 条(事務局)

1. 本アカデミーの事務局は、当社クラブハウス(茨城県鹿嶋市粟生東山 2887 番地)内に設置します
2. 本アカデミーに関する問い合わせは、営業時間(10:00-16:00、年末年始除く)内に、次のコールセンターまで行ってください。
アントラースコールセンター(0299-82-5555)

以上

1994 年 1 月 1 日 施行

2020 年 7 月 1 日 改訂 全面改定

2021 年 2 月 1 日 改訂 第 6 条(肖像の扱い)新設

2023年2月1日改訂第5条(活動等)一部改定

2024年4月1日改訂第9条(遵守事項),第20条(事務局)一部改定